カジノ管理委員会第31回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和3年1月14日 14時00分~15時10分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

- 3 出席者
 - 〇北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員
 - 〇徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、坂口監督調査部長、永田依存対策課長 (議事担当課)、住友監督総括課長(議事担当課)、阿波規制監督課長(議事担当課)

第2 要旨

1 議決事項

なし。

2 その他の案件

(1) カジノ事業等の規制(これまでの議論の全体像(3))について

総務企画部長及び監督調査部長より、カジノ事業等の規制(これまでの議論の全体像(3))について説明があり、主に以下の点について検討した。

· 依存防止対策(下記、IR 整備法第五十四条、第六十八条等参照)

(カジノ施設利用約款)

第五十四条 カジノ施設利用約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 <u>カジノ施設の利用に関する事項</u> (第六十八条第一項第一号及び第二号に掲げるカジノ施設 の利用を制限する措置に関する事項を含む。)

(カジノ行為に対する依存の防止のための措置)

第六十八条 カジノ事業者は、カジノ行為に対する依存を防止するため、<u>カジノ管理委員会規則で</u> <u>定めるところにより、依存防止規程</u>(第四十条第一項の申請書に添付されたもの(第五十五条第 二項において準用する第五十二条第一項の規定による変更の認可があったときは、その変更後の もの)に限る。第三項において同じ。)<u>に従って、次に掲げる措置を講じなければならない</u>。こ の場合において、カジノ事業者は、<u>カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その講じた措</u> 置の内容及び実施の状況をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

- 一 入場者(カジノ行為区画に入場しようとする者及びカジノ行為区画に入場した後当該カジノ行為区画に滞在する者をいい、業務として入場する者その他の政令で定める者を除く。以下同じ。)又はその家族その他の関係者の申出により当該入場者のカジノ施設の利用を制限する措置
- 二 前号に掲げるもののほか、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジ ノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置
- 三 カジノ施設の利用に関する入場者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の 整備その他のカジノ施設の利用に関する入場者の適切な判断を助けるための措置
- 四 前三号に掲げるもののほか、<u>カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点から必</u>要なものとしてカジノ管理委員会規則で定める措置
- 2 カジノ事業者は、前項の措置を的確に実施するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 前項の措置の的確な実施のための従業者に対する教育訓練の実施
 - 二 前項の措置の的確な実施のための体制の整備(同項の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む。)
 - 三 前項の措置に関する評価の実施
 - 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置
- ・マネー・ローンダリング対策(下記、IR整備法第百三条、百四条、第百五条等参照) (取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置)
 - 第百三条 カジノ事業者は、犯罪収益移転防止法第十一条の規定にかかわらず、取引時確認等の措置(同条に規定する取引時確認等の措置をいう。)並びに次条各項の措置、第百五条の規定による表示及び第百九条第一項の規定による届出(以下この章において「取引時確認等の措置等」という。)を的確に実施するため、犯罪収益移転防止規程(第四十条第一項の申請書に添付されたもの(第五十六条第二項において準用する第五十二条第一項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの)に限る。次項において同じ。)に従って、犯罪収益移転防止法第四条第六項に規定する取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、<u>犯罪収益移転防止法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危</u> <u>険度調査書の内容又はカジノ事業の特性を勘案して講ずべきものとしてカジノ管理委員会規</u> 則で定める措置

(チップの譲渡等の防止のための措置)

第百四条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップを他人

(自己と生計を一にする配偶者その他の親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。)及び当該カジノ事業者を除く。以下この款及び第百七十五条第一項において同じ。)<u>に譲渡すること及びチップを他人から譲り受</u>けることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 カジノ事業者は、<u>カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップをカジノ行為</u> 区画の外に持ち出すことを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(チップの譲渡等の禁止の表示)

第百五条 カジノ事業者は、<u>カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップを他人に譲渡し、若しくはチップを他人から譲り受け、又はチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことが禁止されている旨を、本人確認区画及びカジノ行為区画に表示しなければならない。</u>

· 青少年対策(下記、IR 整備法第七十条、第百六条、第百十二条参照)

(入退場時の本人確認等)

第七十条 カジノ事業者は、入場者について、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時 及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに、当該入場者から行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に 規定する個人番号カード(本邦内に住居を有しない日本人及び外国人並びに本邦内に住居を有す る外国人であって住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五の表の上欄 に掲げる者(以下この項において「中長期在留者等」という。)以外のものにあっては、旅券(出 入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) 第二条第五号に掲げる旅券をいう。) その他の特定の入場者を識別することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定めるもの) の提示を受け、当該入場者から当該個人番号カードに記録された署名用電子証明書(電子署名等 に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号) 第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。) の送信を受ける方法その他の特定の入場者 の識別及び当該入場者に係る入場等回数の確認をすることができるものとしてカジノ管理委員 会規則で定める方法により、本人特定事項(氏名、住所等(本邦内に住居を有する日本人及び中 長期在留者等にあっては住所を、本邦内に住居を有しない日本人にあっては本籍地都道府県名 を、中長期在留者等以外の外国人にあっては国籍をいう。)、生年月日及び写真をいう。以下こ の条において同じ。) 及び当該入場者が前条の規定によりカジノ施設に入場させ、又は滞在させ てはならないこととされている者(以下この節において「入場禁止対象者」という。)に該当し ないことの確認をしなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会 規則で定めるところにより、次に掲げる事項について記録を作成し、これを保存しなければなら ない。

- 一 当該確認をした日時及び当該入場者の本人特定事項(写真を除く。)
- 二 当該入場者が入場禁止対象者に該当するかどうかについての当該確認の結果
- 三 当該入場者がカジノ行為区画に入場したときは、その入場した日時及び当該カジノ行為区画から退場した日時
- 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

(広告及び勧誘の規制)

第百六条

- 5 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、<u>カジノ管理委員会規</u> 則で定めるところにより、次に掲げる事項を表示し、又は説明しなければならない。
 - 一 二十歳未満の者がカジノ施設に入場してはならない旨

(入場禁止対象者等の利用禁止等の表示)

- 第百十二条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる者につい てカジノ施設の利用の禁止又は制限がされている旨を、本人確認区画の入口及びカジノ行為区画 に表示しなければならない。
 - 二 入場禁止対象者

(2) カジノ事業等の規制(これまでの議論の全体像(4))について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制 (これまでの議論の全体像(4)) について 説明があり、主に以下の点について検討した。

・カジノ関連機器等の種別及び用途、技術規格・型式検定、技術基準・自己確認(下記、IR整備法第二条、第四十一条、第百五十一条、第百五十四条等参照)

(定義)

第二条

17 この法律において「カジノ関連機器等」とは、専らカジノ行為業務において使用されるように設計された機器等(機器若しくは用具又はプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項第二号において同じ。)若しくはこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。)であって、カジノ行為の結果、当該結果に基づく金銭の支払若しくはカジノ行為業務に関する会計事務又はこれらを監視する業務に関連するものとしてその種別、用途及び機能をカジノ管理委員会規則で定めるものをいう。

(免許の基準)

- 第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
 - 九 使用しようとする電磁的カジノ関連機器等が、第百五十一条第一項又は第二項の検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等であること。
 - 十 <u>使用しようとする非電磁的カジノ関連機器等が</u>、第百五十六条第一項の表示が付され、かつ、カ<u>ジノ管理委員会規則で定める技術上の基準</u>(第七十四条第一項及び第百五十四条第一項第一号において「技術基準」という。)に適合すること。

(型式検定)

- 第百五十一条 カジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等輸入業者は、電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は輸入しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、その型式について次項の検定に合格した電磁的カジノ関連機器等を輸入する場合については、この限りでない。
- 2 カジノ関連機器等外国製造業者は、電磁的カジノ関連機器等を本邦に輸出しようとするときは、<u>カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会が行う当該電磁的カジノ関</u>連機器等の型式についての検定を受けることができる。
- 3 カジノ管理委員会は、前二項の検定(以下この章において「検定」という。)の申請について、 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該型式を検定に合格させてはならない。
- 一 当該申請に係る型式がカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合していないこと。

(自己確認)

- 第百五十四条 カジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等輸入業者は、非電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は輸入しようとするときは、<u>カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、自ら確認をしなければならない</u>。ただし、次項の確認がされた非電磁的カジノ関連機器等を輸入する場合については、この限りでない。
 - 一 製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等の設計が、当該非電磁的カジノ関連機器等が技術基準に適合することを確保できるものであること。
 - 二 製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等が前号の設計に合致するものとなること を確保するための措置に関する事項が定められ、かつ、当該事項が適切なものであること。
- ・カジノ関連機器等製造業等の許可等、指定試験機関の指定等(下記、IR 整備法第百四十四条、第百五十九条等参照)

(許可の申請)

第百四十四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をカジ ノ管理委員会に提出しなければならない。

六 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 前項の申請書には、カ<u>ジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しな</u> ければならない。

六 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

(指定)

第百五十九条 カジノ管理委員会は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、検定に 必要な試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることがで きる。

- 2 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 前項の申請をしようとする者は、<u>カジノ管理委員会規則で定めるところにより、申請書をカジ</u>ノ管理委員会に提出しなければならない。
- ・カジノ関連機器等に係るカジノ事業者への規制(下記、IR 整備法第七十四条参照)

(カジノ行為業務に使用するカジノ関連機器等)

第七十四条

- 2 カジノ事業者は、増設、交替その他の事由によりカジノ関連機器等の変更(<u>カジノ行為業務において大量に使用され又は廃棄されるトランプその他のカジノ管理委員会規則で定める非電磁的カジノ関連機器等</u>にあっては、その種別の変更に限る。)をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更の場合を除き、<u>カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認</u>を受けなければならない。
- 4 カジノ事業者は、<u>カジノ関連機器等について第二項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付</u>しなければならない。
- 5 カジノ事業者は、カ<u>ジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ関連機器等の管理に関し、点検及び修理の状況その他のカジノ管理委員会規則で定める事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。</u>

- 10 第八項の規定により貼り付けられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、 また、当該機器等につき必要な措置がとられたことについて、<u>カジノ管理委員会規則で定める手</u> 続により、カジノ管理委員会の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。
- 1 1 第八項の規定により交付する文書及び貼付する標章の様式は、カジノ管理委員会規則で定める。

以上